

指定通所介護 女満別ドリーム苑

平成12年4月1日指定
事業所番号 0175200021

日常生活支援総合事業第一号通所事業 (介護予防通所介護相当) 女満別ドリーム苑

平成30年4月1日指定
事業所番号 0175200021

重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定通所介護サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業(介護予防通所介護)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

目次

1. 事業者の概要
2. 利用施設の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. サービス利用の留意事項
6. サービスの休止等について
7. 緊急時の対応方法
8. 守秘義務・個人情報の取り扱いについて
9. 苦情の受付
10. 第三者による評価の実施状況

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 女満別福祉会
(2) 法人所在地 北海道網走郡大空町女満別西4条5丁目4番10号
(3) 電話番号 0152-74-2555
(4) 代表者名 理事長 河崎 琢哉
(5) 設立年月日 平成5年5月14日

2. 利用施設の概要

- (1) 事業の内容 通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業
第一号通所事業(介護予防通所介護相当)
※介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所介護(介護予防通所介護相当)は以下「第一号通所サービス」という。
※当事業所は特別養護老人ホーム女満別ドリーム苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来る様、居宅サービス計画に沿った通所介護または第一号通所サービス(以下「通所介護等」という)を提供することを目的としています。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター女満別ドリーム苑
- (4) 事業所の所在地 北海道網走郡大空町女満別西4条5丁目4番10号
- (5) 電話番号 0152-74-2555
- (6) 管理者氏名 施設長 佐々木 徳幸
- (7) 施設の運営方針 利用者が、様々な活動に主体的に取り組み、住み慣れた地域社会で安心して尊厳と生きがいある在宅生活が可能な限り維持できるよう、個々のニーズを十分踏まえ、効率的かつ効果的に質の高いサービスを提供し、楽しみのある自立的な生活を営めるよう支援致します。
- (8) 開設年月日 平成6年4月11日
- (9) 通常の事業の実施地域 大空町女満別全域
- (10) 営業日及び営業時間

営業日	毎週 月曜日～金曜日(但し、年末年始休業あり)
休業日	土曜日・日曜日
受付時間	月曜日～金曜日 8時15分～17時15分
サービス提供時間	9時20分～15時55分(6～7時間サービス)

- (11) 利用定員 1日あたり30名まで利用が可能です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して通所介護等のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》

職 種	配 置 数	備 考
1. 管理者	常勤1名	兼務
2. 生活相談員	常勤1名以上	
3. 看護職員	1名以上	機能訓練指導員兼務
4. 介護職員	常勤換算で4名以上	
5. 機能訓練指導員	1名以上	看護職員兼務

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、通所介護計画書・第一号通所サービス（介護予防通所介護相当）計画書（以下「通所介護計画等」という）に沿って利用者に対して次のサービスを提供します。

《サービスの種類及び内容》

①食 事

- ・当事業所では、契約に基づき利用者の身体状況並びに栄養及び嗜好を十分考慮し、栄養士（管理栄養士）がたてた献立表により食事を提供致します。
- ・食事については、弁当の持参、出前を希望される等選択することも可能ですが、夏期は食中毒の危険性もあり、利用者、ご家族の負担を考えると当事業所の提供する食事をおすすめ致します。
- ・弁当の持参、出前等を希望される場合は、利用日当日の午前8時15分までに当事業所までご連絡下さい。連絡がなく、弁当の持参、出前等を希望された場合、食事代は負担していただきます。また、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承下さい。

（食事時間） 12時00分～12時45分

②健康チェック

- ・看護職員が血圧、脈拍、体温等健康チェックを行い記録の管理を致します。

③入 浴

- ・ご希望により入浴または清拭を行います。寝たきりの方や、1人で入浴するのに不安がある方でも一般浴槽、特殊浴槽が完備されていますし、介護職員が介助等入浴のお手伝いを致しますので、安心して入浴いただけます。
- ・もし健康チェックで異常が確認された場合は、入浴をご遠慮していただく場合があります。

④送 迎

- ・ご希望により自宅から当事業所までの送迎を致します。

⑤機能訓練

- ・レクリエーション、趣味活動、入浴、食事、排泄等の日常動作訓練や個別のリハビリなど、利用者の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施致します。

⑥相談援助

- ・利用者の健康や日常生活上の相談、家族の介護に関する相談等援助致します。

⑦家族懇談会

- ・ご自宅での介護に対する思いや、デイサービスに対する要望等をお聞きするため、デイサービスにて年1回程度懇談会を行います。(事前に通知します)

⑧各種介護

- ・通所介護計画等に基づき、送迎・入浴・食事・排泄・着替え等利用者の身体状況にあった介護を致します。

《その他のサービス》

①サービス提供記録の閲覧

- ・利用者またはご家族の希望により、サービス提供に関する記録の閲覧をすることができます。閲覧時間～営業日の午前8時15分から午後5時15分まで

②レクリエーション・行事

- ・各種レクリエーションをはじめ、新年会等の行事を行います。
(行事により実費負担いただくこともあります。)

③連絡帳の配付

- ・利用者及びご家族の方との連絡調整をスムーズに行うための連絡帳をお渡しします。連絡帳には、血圧、体温、脈拍、利用日の様子、事業所からの連絡事項等記録致します。また利用者及びご家族の方から家での様子、要望、感想等ご意見をいただければと思います。

《サービス利用料金》

- ・別表1の利用料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

※利用者がまだ要介護認定を受けていない、または総合事業対象者になっていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定もしくは総合事業対象者となった後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

※介護保険給付額に変更があった場合は、変更後の額に応じて、自己負担額を変更します。

《利用料金のお支払い方法》

当月の利用料金の合計額を翌月の10日までに請求致しますので、25日迄にお支

払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行致します。お支払い方法は以下から選択できます。

・当事業所への現金による支払

・金融機関からの口座自動振替

ご利用できる金融機関：網走信用金庫女満別支店 ・ 女満別農業協同組合

・下記の指定口座への振り込み

①

金融機関名	網走信用金庫 女満別支店
種別	普通預金
店番号	008
口座番号	0161846
口座名義	女満別ドリーム苑

②

金融機関名	女満別農業協同組合
種別	普通預金
口座番号	0730790
口座名義	女満別ドリーム苑

5. サービス利用の留意事項

①健康状態

- ・利用者又はその家族は体調に変化があった際には利用前に事業所の従業者にご一報ください。

②喫煙・飲酒

- ・喫煙については指定の場所でお願ひします。また飲酒につきましては、利用日当日の朝の飲酒、利用中の飲酒は極力ご遠慮願ひします。

③活動の制限

- ・当事業所内で、他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動はお断りいたします。

④所持品の持ち込み、扱いについて

- ・当事業所内にペットの持ち込みはお断り致します。また大金・通帳等の貴重品も極力お持ちいただきぬ様お願ひします。事業所内での金銭・物品及び飲食物のやりとりはご遠慮下さい。

⑤持ち物

- ・利用時に必要なものは、連絡帳（初回の方は利用終了後にお渡しします。）、上靴（当事業所にてスリッパをお貸しできます。しかし歩行が不安定の方は歩きやすい上靴をご持参願ひします。）、歯ブラシ、排泄に不安のある方は尿とりパット、着替え等をお持ち下さい。お昼に薬を内服される方はお持ち下さい。その他利用の際、必要とするものがあればお持ち下さい。

⑥利用の中止・追加・変更

- ・利用者もしくは家族の希望により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。中止する場合には利用計画日当日の午前8時15分までに、また変更・追加を希望される場合には事前に事業所に申し出て下さい。
- ・利用計画日当日の午前8時15分までに申し出がなく、利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日当日の8時15分までに申し出があった場合	無 料
利用予定日当日の8時15分までに申し出がなかった場合	食事代550円 (全額自己負担)

*この場合の料金は、利用契約書第5条に規定の料金と合わせてお支払いいただきます。

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、利用者、家族、居宅介護支援事業者、当事業所と連携をとり、他の利用可能日時を提示して協議します。

⑦健康上の理由による中止

- ・利用者及び家族が風邪等の病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ・当日の健康チェックの結果体調が悪い場合もしくは、ご利用中に健康状態が急変された場合、事故発生時の場合には、サービス内容の変更または中止とすることがあります。

【緊急連絡先】

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

【主治医】

病 院 名	
所 在 地	
電話番号	
担当医氏名	

- ⑧入院のため、利用ができなくなった場合は、至急当事業所にご連絡下さい。

6. サービスの休止等について

気象状況や、災害、感染症のまん延等の事由により、安全かつ適切なサービス提供が困難であると判断した場合、サービスの休止・提供時間の短縮・受け入れ人数の制限を行うことがありますので、ご承知おきください。

7. 緊急時の対応方法

利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な措置をとります。また、事故発生時には利用者の家族、市町村に対して連絡を行うなどの必要な措置を行い、賠償すべき事故が発生したときには、速やかにその損害を賠償します。

8. 守秘義務・個人情報の取り扱いについて

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

個人情報については、法人の運営する各事業が提供するサービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、利用目的に沿った利用を行います。なお、下記内容の場合に情報提供を行うことがありますので、ご承知おきください。

①内部での利用

- 1) 会計・経理 2) 事故等の報告 3) 施設サービスの向上
- 4) 法人内サービス提供の連携

②外部への提供

- 1) 利用者等に提供する介護サービスのうち、
 - ①利用者等にて提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会の回答
 - ②利用者の疾病治療、健康維持のため、主治医等医師への連絡及び健康状態に関する記録、生活状況に関する記録の説明
 - ③指定権者等に対する事業運営状況等に関する説明
 - ④科学的介護情報システムへの氏名、心身状況、認知機能、既往歴、家族構成等を含むデータの提出
- 2) 介護保険事務のうち、
 - ①審査支払機関へのレセプト等の提出・審査支払機関又は保険者からの照会の回答
 - ②損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等

9. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

- ・苦情受付窓口（担当者）

生活相談員 谷 正裕

電話番号（0152）74-2555

FAX番号（0152）74-4525

- ・受付時間

午前8時15分から午後5時15分（土・祝祭日を除く）

(2) その他の苦情受付機関

①保険者となっている市町村

②国民健康保健団体連合会 介護保険課

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

電話011-231-5175

FAX 011-233-2178

10. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1あり	実施日	
		評価機関名 称	
		結果の開示	1あり 2なし
	2なし		

令和 年 月 日

指定通所介護・第一号通所サービス利用にあたり、利用者に対して本書面、別表1・別表2に基づいて重要事項の説明を行いました。

指定通所介護 所在地 デイサービスセンター女満別ドリーム苑
網走郡大空町女満別西4条5丁目4番10号

説明者職員 氏名 印

私は、本書面、別表1，別表2に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定通所介護・第一号通所サービスの提供に同意しました。

利用者 住所 網走郡大空町女満別

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

令和6年7月1日改訂